

参考資料3

科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会
第9期地域科学技術イノベーション推進委員会
(第11回)
H31.2.13

科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に置く委員会について

平成29年9月26日
科学技術・学術審議会
産業連携・地域支援部会

科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会運営規則第2条の規定に基づき、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に以下の委員会を置く。

名 称	調査検討事項
地域科学技術イノベーション推進委員会	地域の科学技術を地域活性化につなげていくに当たり、地域の科学技術に係る現状と課題の把握とともに、取り組むべき方向性・戦略・解決策について検討を行う。
産学官連携によるオープンイノベーション共創推進委員会	オープンイノベーション時代の下、大学における産学連携の取組を加速・最適化させるために必要な充実方策や、イノベーションを一層推進する観点からの知財の効果的な活用方策等について検討を行う。

第9期地域科学技術イノベーション推進委員会の設置

科学技術・学術審議会

文部科学大臣の諮問に応じて、

- 1) 科学技術の総合的な振興に関する重要事項
- 2) 学術の振興に関する重要事項

を調査審議する。

産業連携・地域支援部会

研究開発成果の普及・活用の促進をはじめとする産学官連携の推進をはじめとする産学官連携の推進や地域が行う科学技術の振興に対する支援に関する重要事項について審議を行う。

地域科学技術 イノベーション推進委員会

地域の科学技術を地域活性化につなげていくにあたり、地域の科学技術に係る現状と課題の把握とともに、取り組むべき方向性・戦略・解決策について検討を行う。〈第9期：平成29年2月～平成31年2月〉

【関連法令】

○文部科学省設置法（抄）（平成11年法律第96号）

第六条 本省に、科学技術・学術審議会を置く。

2（略）

第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 科学技術の総合的な振興に関する重要事項

ロ 学術の振興に関する重要事項

二～六（略）

2 前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○科学技術・学術審議会令（抄）（平成12年政令第279号）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2～6（略）

○科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会 運営規則（抄）（科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会決定）

第2条 部会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会及び作業部会（以下、「委員会等」という。）を置くことができる。

2～11（略）